

意匠委員会 第一小委員会(国内対応)

2010年度のテーマ

日本法改正後の登録事例検証と審査動向分析調査、意匠環境整備に関する提言 (2009年度継続テーマ)

(アウトプットはJPO意匠課へ提言書提出予定(3月)+JIPA HPに検討資料を掲載予定(3月))

(1) 画像意匠制度の在り方を検討

《旧法(2条1項適用)と新法(2条2項適用)による画像意匠審査制度について》
旧法(物品の成立性に照らして不可欠な画像に適用)と共に、新法(物品の操作の用に供される画像に適用)が付加され、画像意匠が審査される

活動内容

検証のアプローチ

旧法と新法の対比・確認

H18改正法による新法と従来からある旧法の登録要件と審査基準の再確認を行う

現制度の課題整理

実務上の課題と問題点を整理する

在るべき姿の導出

課題・問題に対する提言事項をまとめる



＜権利範囲が「不明確」な部分が多いため画像意匠に対する期待が低いのでは…＞

・「変化する一まとまりの意匠」の権利範囲を拡大・明確化したい
・審査基準における「形態的関連性」の解釈を拡大できないか

【課題①】
「連続的に変化する画像」に関しては、一つの出願として認められる範囲が、非常に狭い(参考図扱いとされる図が多い)

【在るべき姿の導出】
画像意匠の権利範囲の明確化

「連続的に変化する画像」については、
⇒ 予見可能性のある(変化が容易に予見できる)複数の画像を一意匠の範囲とすることはできないか
⇒ 規則性のある図形の増減や変化を一意匠の範囲とすることはできないか

「アイコンを含んだ画像」については、
⇒ 「アイコンが画像の一部である」という登録と「アイコンそのものである」という登録を区別(明確化)すべきではないか

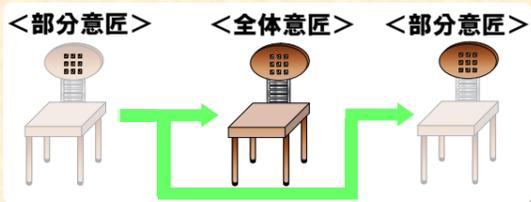
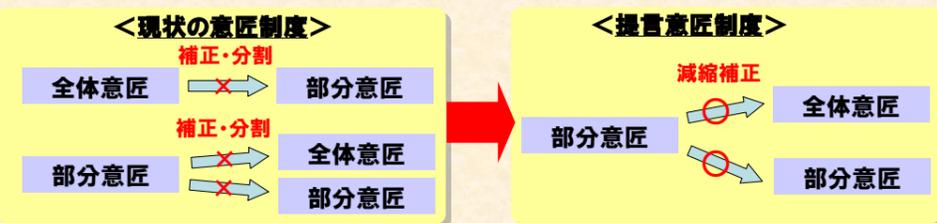


【課題②】
「アイコンを含んだ画像」の権利範囲が不明確

(2) 部分意匠制度の在り方を検討

今年度は更なる制度活用についての検討を行った

◆ 補正・分割の要件緩和検討



減縮補正に関しては出願当初の図面内で補正できるように改善を要望!

◆ 部分意匠の要件緩和検討



分離した複数の部分を含む場合でも部分意匠として登録できるように改善を要望!

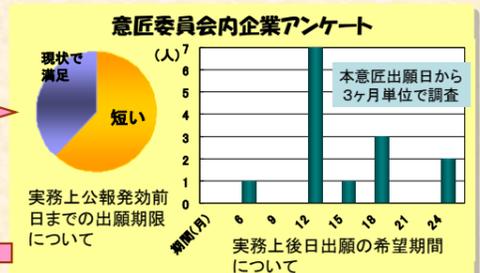
(3) 関連意匠制度の在り方を検討

《関連意匠の制度活用についての検討》
昨年度の活動から「関連意匠の後日出願」及び「関連意匠独自の権利範囲」について企業が考える活用法に着目し、更なる検討をした

課題

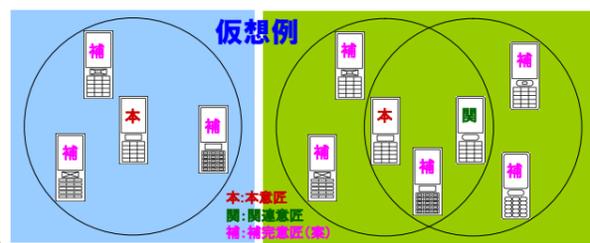
■ 関連意匠の後日出願で権利取得できないケースが有る
後日出願の活用期間が短い
■ 関連意匠独自の権利範囲が明確でない
関連意匠単独で権利活用された事例が見つからない

■ 関連意匠の後日出願の活用ニーズは存在する
後日出願の期間は1年が理想的との意見が多いが、企業によりマイナーチェンジ等サイクルにバラツキが有る



【在るべき姿の導出】

補完意匠制度(仮名)の導入?



本意匠と関連意匠の類似範囲を確認・補完するもの(更なる出願期限の延長可)

・後日出願の出願期間を気にしなくても良い
・権利範囲の確認ができる

※但し独自効力は無

委員会外での活動

- ◆ 知的財産研究所「企業の事業戦略におけるデザインを中心としたブランド形成・維持のための産業財産権制度の活用に関する調査研究」への参画
- ◆ 特許庁(三菱総合研究所)平成22年度意匠出願動向調査-マクロ調査-への参画
- ◆ INPIT意匠審査官研修への参画(12月)
- ◆ 日本弁理士会意匠委員会との連携(意見交換(6月、2月【予定】)・キャンペーン協力・テーマ連携)
- ◆ 特許庁意匠課意見交換(4月、6月、12月、1月)

意匠委員会 第二小委員会 (海外対応)

2010年度の研究テーマ

★改正中国専利法研究と実務対応 (アジア施策対応)
(2009年度継続テーマ)

★判例研究シリーズ - 欧米の意匠類否判断研究と実務対応
(欧、米、WIPO施策対応) (2009年度継続テーマ)

活動内容

(1) 改正中国専利法実施細則・審査指南・司法解釈の検討

改正専利法・実施細則・審査指南の研究、登録事例の解釈を通じて、中国への意匠出願実務のポイントをまとめた資料を作成。
(アウトプットはJIPA HPに掲載済! + 3月部会報告!)

(資料イメージ)

平面印刷物の図案、色彩又は兩者の組合せで、主に複製として用いられるデザインの登録性

(制度の説明)
平面印刷物の図案、色彩又はこれらの組合せによって作成され、主に複製として用いられる意匠は、登録を受けることが出来ない(専利法25条1項6号)。

留意事項	関連条文等
1. 意匠登録出願が以下の3つの条件を同時に満たしている場合、登録を受けることが出来ません。 (1) 意匠にかかる物品がラベル等の平面印刷物である(注1)。 (2) 当該意匠が図案、色彩又はこれらの組合せに対するものである。 (3) 当該意匠が主に複製(商標)としての機能を果たしている(注2)。	・専利法25条1項6号 ・審査指南第一節第三章意匠出願の形式審査6.2節参照
注1 三次元の製品(物品)であれば、登録される対象です。 注2 意匠的な要素と商標的な要素とを比較して、商標的な要素が決定する場合には(3)に該当すると考えられます。	

登録例	設計要点の記載内容	代理人コメントまとめ
200930236655.9号 2009.10.14出願 「児童安全座席」 代表図: 立体図(非特図)	3. 外形設計の設計要点 如各図所示 本外观设计児童安全座席本体概観水平、且本体前部の左右二側分別向上延伸大数量半圓形的板面本体后方的左右二側分別向上弯折延伸一柱体、藉由弧形板架向外弯折造型并运用曲线与弯弧方向的变化、完全不同于旧有常用造型。 3. 意匠の設計要点: 各図に示す通り、本意匠は児童安全座席本体が概観水平を呈し、且つ本体の前部を左右両側にそれぞれ上向きにほぼ半圓形を呈する板面を延ばし、また本体後方左右両側はそれぞれ上向きに湾曲した1の柱体を延ばす弧状の輪郭と切欠きの外観造型が、内弧方向へ湾曲する変化において、従来の一般形状と完全に異なる。	①は、審査指南によれば、「設計要点の記述は簡潔にすべきである」とされており(審査指南第3章4.3)、「審査ガイドブック(審査官向け)でも「性能、構造を説明してはならない」との記載があることから、本ケースのように、詳細に具体的な意匠の形状を記載した場合、初歩審査を通過できない可能性があります。実際、補正指令を受けているケースもかなりあるようです。
200930295368.2号 2009.11.11出願 「気流快速切斷扇」 代表図: 主視図(正面図)	3. 本外观设计产品的主要设计要点是上部气缸与中部扇叶之扇形形成双向出气管路、以及电枢下部连接的排气管。 3. 本意匠制品的主要設計要点は、上部機體と電磁弁の扇形を形成する双向出入管路および、電磁弁下部を接続した排気弁である。	初歩審査を通過できます。ただし、権利範囲の影響として、係争部位しか設計要点として認められないか否かは、現時点では不明です。

Q1 設計要点の記載について、登録の観点、権利行使を行う観点、権利行使を受ける観点から考え、上記の登録例①～⑥の記載を推奨しますか?

登録例 ① 具体的な形状を詳細に説明
② 設計要点が現れる部位を説明
③ 基本的形状を説明(例、台形である。)
④ 設計要点が現れる図面を特定(例、正面図に現れる。)
⑤ 設計要点を要素で特定(例、形状と図案である。)
⑥ 設計要点不記載

A1 登録の観点では、②～⑤のような記載が妥当です。①のように設計要点の具体的な形状を説明することも問題ありませんが、その場合には要点を簡潔に記載しなければなりません。⑥は明らかな形式上の不備ですので、採用すべきではありません。
権利行使の観点では、現段階では裁判所での設計要点の解釈についてまだ実際の事例がなく、不確定です。したがって、当該意匠に求めようとする権利範囲に応じて記載パターンを使い分けるべきでしょう。

例・近似する先行意匠が存在する場合には当該意匠の新規性を有する形状を具体的に表現する場合には①。
特徴を限定したくない場合、総合的な表現で解釈の余地を残す場合には④、⑤。

(2) 各種意見配信、関係団体との意見交換の実施

■ アジア方面での法改正に対するパフコメ配信

⇒ アジア戦略PJ・特許庁と連携し、ユーザー視点での要望発信に対応

■ 弁理士会・意匠委員会との意見交換

本年度対応国

- ・日本
- ・中国
- ・韓国
- ・台湾
- ・インド
- ・マレーシア
- ・フィリピン
- ・ブラジル

意匠委員会って、どんなところ?

委員の所属業界

家電・トイレタリー・文具・
食品・医薬品・自動車・
タイヤ・建設機材 など

意匠実務対応地域

日本・東アジア・
ASEAN・中近東・EU・
US・BRICs など

業界の垣根を越えて、意匠に関する疑問など、いろいろ相談できます!

ちょっと気になる...